

親の収入で
子どもを差別しないで！

2024.12_V2.0

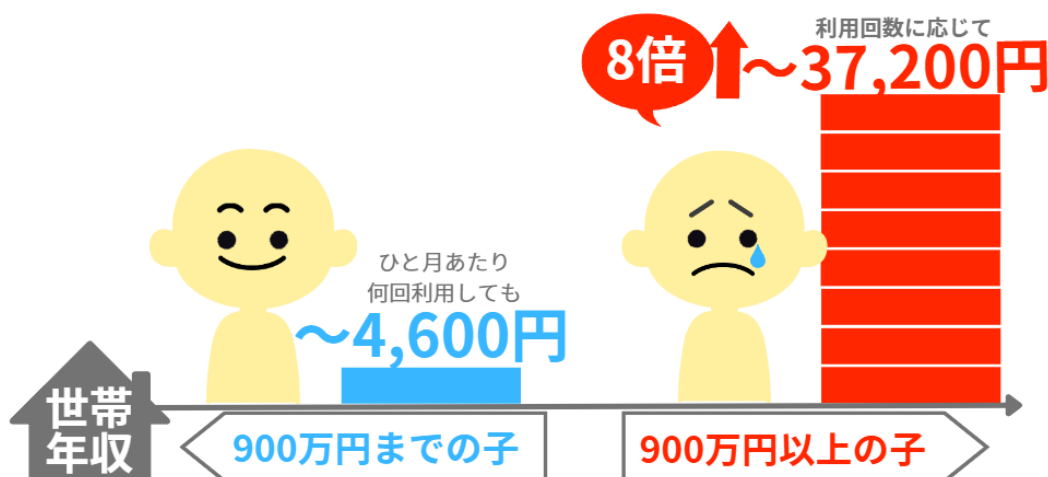
障害児福祉の 所得制限撤廃を求めます

- 児童通所サービス ● 特別児童扶養手当 ● 障害児福祉手当
- 日常生活用具の給付 ● 特別支援教育就学奨励費

児童発達支援

放課後等デイサービス

知っていますか？ 児童通所サービスの所得制限



日本では、発達の遅れや障害がある子どもが利用する児童通所サービス(療育)の利用者負担額は子の障害等の事情とは全く関係のない「親の年収」によって決まります。

ほとんどの世帯はひと月~4,600円で利用できますが、“世帯年収”が所得制限ボーダー約900万円を**1円でも超えるとひと月最大37,200円、他世帯の8倍以上の利用料**がかかる制度です。この極端な所得制限がサービスの利用控えを引き起こし、障害児本人の自立機会が制限されてしまいます。

早急に障害児福祉の所得制限を撤廃し、障害がある**すべての子どもに児童通所サービス・療育の機会を保障してほしい！**

私たちはこの問題を、国や自治体に訴えていきます。

Note



X(Twitter)

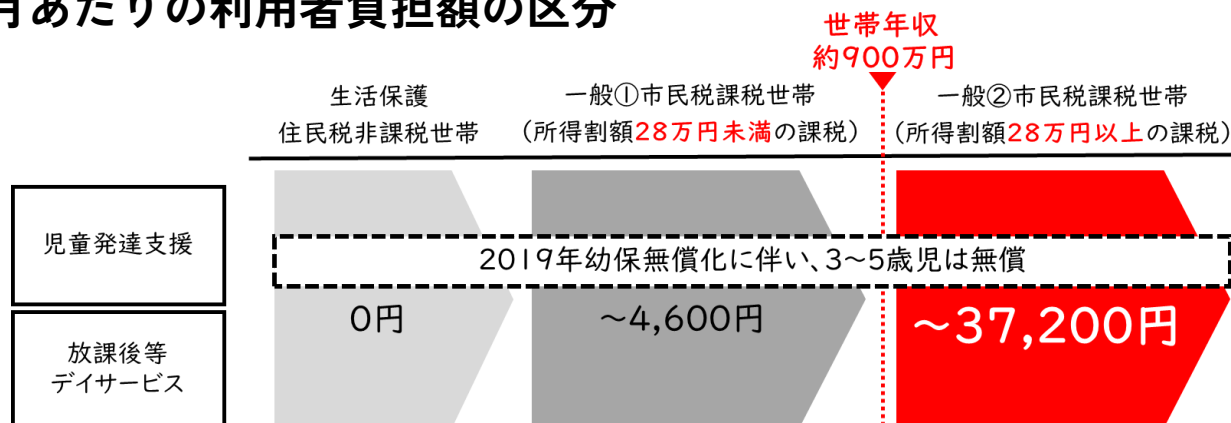


兵庫県明石市で活動中！ **発達障がい児の親の会 おつきさま**
活動の参加を希望する方はこちらへ▶ hokagodayservice.oyanokai@gmail.com



児童通所サービスの所得制限とは

ひと月あたりの利用者負担額の区分



最大8倍以上の負担額！

所得制限のボーダーとなる**世帯年収約900万円は富裕層ではありません**。子がいる世帯の平均収入(813.5万円)に近い中間層。子ども2人3人を育てながら、家賃10万以下のアパートに住み、100グラム98円の肉を買い、国産車に乗るような世帯です。既に税金を応能負担で払っているのに、なぜ子どもの障害児福祉サービスにまで所得制限があるのでしょうか...



私たちの声

●利用料が高額なため、利用控えをせざるを得ない。
自立訓練の機会が制限されている

●経済的な負担や不安に加えて、**精神的な負担が大きい**。利用控えにより家族だけで障害児を見る時間が長くなり、精神的に限界

●利用回数は本人の障害の程度によって決まるのに、なぜ利用料は子の障害の事情とは全く関係のない親の所得が関係するのか

●所得制限を超えないように、ただでさえ障害児の親は働きにくいのに仕事をセーブしなければいけない

●所得制限を1円でも超えると**手当はゼロ、サービス利用料は爆上がり**。働き損だ...

●子どもは親の持ち物ではない！

子ども本人の収入ではなく、なぜ親の収入に紐づけるのか。
一人の市民・国民として見てほしい

●我が家には発達障害がある子が2人おり、利用回数を少なくしても高額になってしまふ



障害児のための療育を、親への所得制限によって手の届かない福祉にしてしまう。本末転倒です。

児童通所サービスは障害がある子どもの一日一日の成長や発達、きょうだい児や家族の人生を支える命綱です。その支援に壁が必要でしょうか？

すべての子どもをまんやかに。国や自治体は障害があるすべての子どもへ福祉を保障してほしいです。

障害児福祉の所得制限アンケート

あなたの声や意見を
聞かせてください！



兵庫県明石市で活動中！

発達障がい児の親の会

おつきさま

活動の参加を希望する方はこちらへ▶ hokagodayservice.oyanokai@gmail.com